

国立国語研究所研究データ管理・保存・利活用ポリシー

令和4年1月12日
所 長 裁 定
改正 令和4年4月 1日

国立国語研究所（以下「研究所」という。）は、国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査研究並びにこれに基づく資料の作成及びその公表を使命とし、多年にわたり、日本語研究の基礎データとなる大量の言語資源を整備し、大学・研究コミュニティ・一般社会に提供するとともに、これらの言語資源に基づく先導的な大型共同研究を国内外の大学・研究機関と連携して実施してきた。

研究所は、引き続き、調査研究において収集または作成されたデータを適切に管理・保存し、広く利活用に供することが、学術研究の発展のみならず社会における新たな価値の創出、産業・文化の振興にも資するものであるとの認識に基づき、研究所における研究データの管理・保存・利活用に関する基本的な方針を、以下のとおり定める。

（定義）

第1条 このポリシーにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究データとは、研究所における研究活動を通じて収集または作成されたデータをいい、デジタル・非デジタルを問わない。
- (2) 研究者とは、研究所の研究教育職員のほか、研究所において研究活動に従事する者をいう。
- (3) 研究データの管理とは、研究活動の開始から終了までのデータの取扱いを定め、これを実践することをいう。
- (4) 研究データの利活用とは、利用者を限定せず利用を許可する「公開」と限定された利用者によりのみ利用を許可する「共有」とを含む概念とする。

（研究データの管理等）

第2条 研究データの管理・保存・利活用の方法は、それを収集または作成した者が、関連する法令及び人間文化研究機構の規程等を遵守のうえ、他の者の権利及び法的利益を害さない範囲内において決定することができる。

- 2 他の研究機関等と共同で収集または作成された研究データの管理等は、それら研究機関等との取り決めによる。
- 3 研究者は、共同利用推進センター研究資料室に対し、利活用を前提とした研究データを移管することにより、管理権限の譲渡を申し出ることができる。ただし、移管の決定は、国立国語研究所共同利用推進センター研究資料室運用指針に定める手続きによる。

(研究者の責務)

第3条 研究者は、前条に掲げる範囲内において、それぞれの研究分野における法的および倫理的要件に従って研究データを適切に管理・保存し、可能な限りそれを公開または共有し、利活用に供する。

(研究所の責務)

第4条 研究所は、研究データの管理・保存・利活用を支援する環境を研究者に提供する。

2 研究所は、研究所が管理する研究データを適切に管理・保存し、可能な限りそれを公開または共有し、利活用を促進する。また、永続的な保存と有効な利活用のため、研究所が管理する研究データのデジタル化を積極的に行う。

3 研究所は、公開または共有した研究データの信頼性、正確性、完全性等の品質保持に努める。

(免責)

第5条 研究所は、研究所が提供する研究データの利用に伴って生じる一切の損害について責任を負わない。

附 則

この方針は、令和4年1月12日から施行する。

附 則

この方針は、令和4年4月1日から施行する。